2　法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県の規則の定めるところにより、その収納した放置違反金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を添えて、当該都道府県又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

3　法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県は、当該委託に係る放置違反金の収納の事務について検査することができる。

第二十一条の表以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同条の表中「行なう」を「行う」に、「のばし」を「伸ばし」に、「ひじ」を「肘」に、「まげる」を「曲げる」に、「のばす」を「伸ばす」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五十三条第二項に規定する合図を行う時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

| 合図を行う場合 | 合図を行う時期 | 合図の方法 |
|---|---|---|
| 環状交差点を出るとき。 | その行為をしようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき（環状交差点に入つた直後の出口を出る場合にあつては、当該環状交差点に入つたとき）。 | 左腕を車体の左側の外に出して水平に伸ばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出して肘を垂直に上に曲げること、又は左側の方向指示器を操作すること。 |
| 環状交差点において徐行し、又は停止するとき。 | その行為をしようとするとき。 | 腕を車体の外に出して斜め下に伸ばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。 |
| 環状交差点において後退するとき。 | その行為をしようとするとき。 | 腕を車体の外に出して斜め下に伸ばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯を、トロリーバスにあつてはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を、それぞれつけること。 |

第三十三条の二第四項第二号中「第百四条の二の三第一項若しくは同条第三項」を「第百四条の二の三第三項若しくは同条第五項」に改める。

第三十三条の六第一項第一号ニ中「いう。）」の下に「又は同項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）」を加え、同項第二号ロ並びに同条第二項第一号ニ及び第二号ロ、第三項第一号並びに第四項第一号ニ中「特定失効者」の下に「又は特定取消処分者」を加える。

第三十三条の七第一項第一号中「第百一条第五項」を「第百一条第六項」に改め、同項第二号中「第百一条の二第三項」を「第百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十四条の二第一号イ中「第八十九条第二項後段」を「第八十九条第三項後段」に改め、同号ハ及び同条第二号ハ中「特定失効者」の下に「又は特定取消処分者」を加える。

第三十四条の三第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　免許証の更新を受けなかつたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

第三十四条の三に次の一項を加える。

4　法第九十七条の二第一項第五号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

二　基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかつたもの

三　再試験を受けた後法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

四　法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消しを受けたため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

第三十四条の五第一号ロ及び第二号ロ中「限る。）」の下に「又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）」を加え、同条第三号ロ中「第八十九条第二項後段」を「第八十九条第三項後段」に改める。

第三十七条の七第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

第三十九条の二の見出し中「取消し又は停止の基準」を「効力の停止をする場合等」に改め、同条中「第百四条の二の三第一項の政令」を「第百四条の二の三第三項の政令」に改め、同条第一号中「第百四条の二の三第一項」を「第百四条の二の三第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百四条の二の三第一項の政令で定めるときは、医師の診断に基づき、同項に規定する適性検査を受けるべき者が法第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときとする。

第三十九条の二の三第二号中「第百四条の二の三第三項」を「第百四条の二の三第五項」に、「第百四条の二の三第三項」を「第百四条の二の三第五項」に改め、同条第三号中「第百四条の二の三第二項」を「第百四条の二の三第四項」に、「又は法第百四条の二の三第一項」を「若しくは法第百四条の二の三第一項若しくは第三項」に改める。

第四十条の三第一号中「第八十九条第二項前段」を「第八十九条第三項前段」に改め、同条第十号中「第百一条第四項」を「第百一条第五項」に改め、同条第十一号中「第百一条の二第三項」を「第百一条の二第二項」に改め、同条第二十号中「第百四条の二の三第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第四十二条第三項中「第二条第一項第七号」の下に「、第四条第三項」を、「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二」を加える。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表検査手数料の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

第四十四条第一項第一号中「第百四条の二の三第三項及び第六項」を「第百四条の二の三第五項及び第八項」に改め、同項第二号中「第二条第一項第七号」の下に「、第四条第三項」を、「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二」を加える。

別表第二の一の表中「交差点安全進行義務違反」の下に「、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反」を、「指定通行区分違反」の下に「、環状交差点左折等方法違反」を加え、別表第二の備考の一の2及び3中「二の113から122まで」を「二の116から125まで」に改め、同表の備考の二の3中「124」を「127」に改め、同表の備考の二の8中「42」を「44」に、「44から58まで又は60から112まで」を「46から60まで又は62から115まで」に改め、同表の備考の二中125を128とし、122から124までを125から127までとし、同表の備考の二の121中「115、117及び119」を「118、120及び122」に改め、同表の備考